

はなはる 元
華 1810^P

825^P - 1/2

紀上318^P 紀上593^P
口造、母主 口造、母主
紀上120^P (こくふう(こう)ルビ付き)

第九章 景行天皇

景行天皇の国風謚号は「オホタラシヒコオ
シロワケ」であり、次の成務天皇の国風謚号
は「ワカタラシヒコ」である。

そこで、景行天皇の謚号「オホタラシヒコ
と、成務天皇の「ワカタラシヒコ」とは、相
対するものなのであらう、と考えらるる。
その事績において、景行天皇の地
方平定事業もうけて、成務天皇は
主を設けられたのだった。(紀)

このように、景行天皇と成務天皇とは互
に密接な関係にある。あやふさがあるが、
その記載において、景行紀が詳細かつ具体
的であるのに対し、成務紀は著しく簡略かつ
抽象的である。(日本書紀(日本古典文学大系、岩波書店
五九三頁、補注七一参照)

ではなぜ、景行紀が華華しいのに比べ、成務
紀はそんなにも素っ気無いのだろうか。

答えは簡単、次のとおりであらう。

書紀編纂時の諸天皇から見て、
直系に当る天皇かそれとも、そうでないか

元 130^P
の祖先

関知ない 良筆とばかりに
とりあめ あり至る かわかりと持ち 関知する
類例文 ⑧ 837^P-4/4

分-A-シート ⑧

825^P-2/2
待た 前頁 8行

により、^{16/P}極端に書き分けられているように
ううと思われれる。
●すなわち、
(1)景行天皇は、^{12.5 OM}後代の天皇の¹⁴⁶³直系の祖先¹³⁰⁷に
当るので、その事績は華麗な文飾で書き綴ら
れた。
(2)しかし、成務天皇は、^{12.5 OM}後代の天皇の直系の祖先¹³⁰⁷系
の祖先でない為、その業績についての記載
は至極簡略化された。
ので、あううと推察される。
②また追って述べる通り、
へ成務天皇の御世に、¹⁴⁶³倭国大乱(一四
七)一八八)が勃発し、
のだうう
と思われれる。(第一、三表参照)
●日本書紀の執筆者達は、
の倭奴国が奪い取った¹⁴⁶³箕子国を¹³⁰⁷極南界
なにと記すゆけにいかず、
り知らぬとばかりに押し黙ったものと解さ
れる。
(*)

1076
色 1076
略〜武烈造とある

139
138
826

974
826

類似した傾向へ直系の祖先か、そうでないのかによって書き分ける傾向が、日本書紀のあちこちに散見されるであろう。

■第1表を見てみよう。

この系図の通りであったと仮定すると例えは、次の個所にそうした特徴が見られる。

■先ず、第一期二朝時代。

西の継体天皇とほぼ同一時期の東の日辺日本国天皇だ、と思われ、雄略天皇・清寧天皇から武烈天皇に至るまでの各天皇の記載には、著し

い漢文的潤色がなされており、そうした部分に史実を求めることは不可能であろう、と言

われている。『日本書紀』中央公論社、一

三九頁、佐伯有清氏の「解題参照」

（1）継体天皇は、後代の天皇の直系に

当る天皇だから、その功績の大きさを継体天

皇紀「神武天皇紀」および崇神天皇紀中にお

いて克明に記述した。（2）一方、雄略天

皇から武烈天皇までの各天皇は、後代の天皇の直系

にあらず、衣を着せ、史実を臆ろげにする爲に

の祖先でないの

また三朝があったという

823P77

むね 2156 2361P
ろけん 2361P
天つぎ改行

827P

紀小120P

紀小119P
紀小120 下5行

「から」版上

天つぎ改行

HV

武内宿禰
景行天皇は垂仁天皇の第三子で、母の皇后

武内宿禰
たけいうちのすくね

*

と想到される。(第一表参照)
の真実の歴史が露見することになるので、
簡素をこぞ旨として記されたのであろう
一二〇頁参照)
第三期二朝時代

漢文的潤色を行ったと考えられる。
次に、天安閑天皇および宣化天皇や
この二天皇もまた直系の祖先ではないがそこ
で、簡単な記述とされているのであろう。
第一期、第二期二朝時代および第三期二朝時代
は、系譜的・記事文的記載(父母・立太子・宮
名・皇后・皇子・崩年・山陵名)を主とし
ており、これら諸天皇の天皇号
や系譜は歴史的事実でなく創作であろうと
いわれている。(日本書紀に中央公論社、
第一表参照)

第一表参照

紀上284, 294⁰
紀上599⁰ 下注20

紀上595⁰ 注3 (300才)
紀上284⁰ 4行(生まむ)とあり

828⁰
紀上312⁰

紀上173⁰

屋主忍男武雄心命は、阿備の柏原(景行紀
十八年五月一日条に、火の處と記されてい
る所、松橋・柏原あたりであらうか)におい
て、天神地祇を祭り、その地に九年
間居住した。
そのころ、屋主忍男武雄心命は、紀直の遠
祖菟道彦の女影媛を娶って、武内宿禰
をませた。(景行紀三年二月一日条参照)
武内宿禰は、日本書紀の年紀では、
景行朝から仁徳朝にいたるまで、三百歳の
長寿を保ったとされる。
また、建内宿禰について、古事記(孝元記
は、ハヤの子九人と述べ、蘇我臣など
二十七氏の祖になったと伝える。武内宿禰
なお、武内宿禰は、日本書紀は、
景行五十一年八月四日に大臣になったとい
う。大臣になったと述べる。建内宿禰
成務記に、
「(成務天皇は)建内宿禰を大臣として、
大國・小國の國造を定めたまひ、また、

均等
828-1/3
828-1/3
284
かいはら

後漢へ再び朝貢

西暦一〇七年（景行三十七年）
（垂仁天皇）にならって、景行天皇もまた後

漢へ朝献されたのであろう。

後漢書倭伝に

「安帝（後漢第六代）の天子、在位十九年、

一〇七（一二五）の永初元年（一〇七）、倭

国王帥升等、生口百六十人を献じ、請見を願

うし

と記されている（『古事記』第二編『景行天皇』）他において既述

因みに述べると、

(1) 翰苑所引の後漢書には、倭面上國王帥升

(2) 唐類函・邊塞部倭國の條所引の通典には、

倭面土國王帥升

(3) 北宋版通典には、倭面土國王帥升

(4) 釋日本紀開題には、倭面國

とある。

倭面土ヤマト説は内藤博士であり、周鳳や

松下見林は倭國王帥升を景行（大足彦忍代別

天皇にあてている。『岩波文庫』（四三七

五八頁参照）

（*）

面土國と稱したようにも想像される。

のかもしれない。

●後漢時代以降の中国において、

後漢の安帝の永初元年（一〇七）

奴国の王帥升（景行天皇）が、生口百六十人

を献に、請見を願った。

ということが、長期にわたって伝えられてい

ったことであろう。

●ところがその後、倭の南の奴国（肥後国北

半）は、邪馬台国（ハヤメトノクニ・女王国）

と呼ばれるようになった。

●「倭奴国」が「倭面土國」(リハ

女土國)へ呼び名が変わった、という

伝え聞いた後代の中国人は、

漢の求歴を書き、すに当って誤りをおかし

へ未だ「邪馬台国」(ハヤメトノクニ)へと変

ていない「倭の南の奴国」の国名を、倭面

土地・「倭面土國」などと記述した。

倭面土國

831^p-2/2

こと 前項 19行

よう^{とはいえ}に思われる。
*なるほど、想像の域^{いき}を出るものでないこと^{はな}は、
はい、いうまでもないことである。
[] かしともあれ、この物語では、周鳳^{しゅうほう}や松
下^{した}見林^{みりん}か述べ^かりるように、
八日^{やっぴつ}倭国^{わこく}王^{おう}帥^{しゅい}升^{しょう}平^{へい}は、大足^{おほたりしひ}彦^{ひこ}忍^{しの}代^{しろ}別^{わか} (景行^{けいこう})
天皇^{てんかう}のことであろう ✓
と解^かしたい。(第1表参照)

*

てみ(か) 年短 元1535 (1887) 833-1/2 景行60年(130)11.7 明 紀上316 832 「土」 837 184 837 182 187 1/2 タイム 末同文 走賀の高穴徳宮 記(国) 173P 同文 172P 787 紀上316 830-1/2 18 元上260

H30.1.28 せりし書付

志賀の高穴徳宮
 天日槍の子孫達は、伊都国を拠点として、博多湾一帯、彦島などへと領土を広げていったのだらうや(第八章伊都国内の柄杓末舩の国への痕に
 つまり、
 へ倭人達は、肥後国北半、九州南端の投馬国へ設馬国・殺馬国ばかりでなく、飛び地として、九州北端の海岸に沿った地域をも属領とするに至った
 と想察される。(第八章へ志賀島に眠つてい
 た金印の項において既に――参照――)
 さて、景行五十八年(一一八)二月十一日、景行天皇は近江国に相当する口北の奴国(博多あたりの奴国)へ幸されたようである。
 なお、琵琶湖は博多湾に対比され、近江国の志賀は博多湾の沖に浮かぶ志賀島に相当する。
 景行天皇が志賀に居住されたのは、三歳(三
 年間)であり、これを口高穴徳宮と云うや
 景行紀に、ごく手短かに、こう記されてい
 る。

五十八年の春二月十一日に、近江国に幸

おいて既に

771-5/6 771-1/6 771-5/6

紀元316 3行

とこで
828 P-1/2
857 P-1/2

835
2行

おかし
2075
沖合 287

833 P-1/2

おかし 839
8950
833 P-1/2

833 P-1/2
833 P-1/2

833 P-1/2
833 P-1/2

て、志賀に居しますこと三歳。是も高穴穂宮と謂すしとある。

とこで、景行天皇が志賀の高穴穂宮を帝都

としておられた一三八一三〇年といえは、

日倭国大乱（一四七七一八八頃）直

前の緊迫した時期に当たると

景行天皇は、世の中の推移の大きな変り目

か間近かに迫ったとを倭敏に感取って、

北の奴国（博多湾沿いの国）の沖合に浮い

志賀島へと、居所を移すたのであろう。

志賀島は、博多湾の出入口にあつて、九州

北岸一帯を睥睨するの都合がよく、南

一帯を又、いざという時には、天磐櫓樟船

に乗つていつても玄海灘の沖へ避難可能だった

とが可能なあつた。

奴国は、南と北の両方から、箕子

の国をさみ打ちにする形をなして、一

その時機を窺ったのであろうと想察される。

第八章へ志賀島に眠つてゐた金印の項に

景行天皇は、志賀の高

H18.7.23④
H30(2018)1.23~27(5回)
H30(2018)12.12(木)~12.13(3回)
令和元(2019)12.14(木)~12.15(4回)
427105/H18.7.23④
143
-106 記(運)173 137才 833P - 2/2
前年 P 紀上316 紀下160 経10
前頁4行 志賀の高穴穂宮 インターネット
H30(2018)1.28 婦人送付
前頁4行 志賀の高穴穂宮 インターネット
H30(2018)1.28 婦人送付
前頁4行 志賀の高穴穂宮 インターネット

12/15 12/15
12/15 12/15
H30(2018)
1/28, 1/29
婦人送付

穴穂宮においてお崩れになった。
*先述のようにな
金印が志加賀島に隠された時なのではなからうか
と思われる。
日景行天皇は志賀の高穴穂宮においてお崩れになった。
*先述のようにな
金印が志加賀島に隠された時なのではなからうか
と思われる。
景行紀に、こう記されている。
「六十一年の冬十一月七日、天皇、高穴穂宮に崩りましぬ。時に、年一百六歳」
もつとも、景行天皇の崩年に関
「崩御の年百六歳とすると、即位時四十七歳となり、立太子した重仁三十七年にはまだ生れていないことになる。一方、即位前紀によつて立太子の時二十一歳とすると即位時八十四歳、崩御の年百四十三歳となる。また古事記に「一三七歳」とあり、後代の年代記類にも諸説あつて一定しない」といふ。(「日本書紀」(山)日本古典文学大系岩波書店、三一六頁、注五参照)
*